

令和7年4月15日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎下村委員長 御報告いたします。

4月4日の組織委員会において、出先機関等調査の日程について、高幡消防組合消防本部を追加のご意見を踏まえ、調整しました結果、5月13日(火)に追加することとし、それにより、当初より30分早い8時30分に議事堂を出発する日程が確定しました。

お手元にお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

本日からの委員会は「令和7年度業務概要について」であります。

お諮りいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

《危機管理部》

◎下村委員長 それでは、日程に従い危機管理部の業務概要を聴取いたします。

業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いいたします。

(幹部職員自己紹介)

◎下村委員長 それでは、最初に部長から総括説明を受けます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎下村委員長 続いて各課長の説明を求めたいと思いますが、本日は、概要を聴取する課の数が大変多くございますので、各課長の説明は、できるだけ適切、またかつ簡潔によりしくお願いしたいと思います。それから、各委員の皆様におかれましても、できるだけ簡潔、そして分かりやすく質問をしていただければと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〈危機管理・防災課〉

◎下村委員長 最初に、危機管理・防災課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 今年度の消防広域化推進室の体制の、もうちょっと詳しい体制、また、年間のスケジュールについてお願いします。

◎下村委員長 この件は、消防政策課でやります。

◎はた委員 分かりました。

◎岡田（芳）委員 1点、防災情報アプリなんですけど、これの登録件数の推移はどうなっているんですかね。

◎重森危機管理・防災課長 令和7年3月31日時点で、アプリのインストール数としまして、9万328インストールございます。これは、昨年度1年間でのインストールの目標値が7万7,000としておりましたが、それを大きく上回るインストール数がございます、やはり昨年度の臨時情報の発表が大きな要因ではなかったかと考えております。

◎はた委員 4ページの危機管理・防災推進費のうち、防災会議委員等報酬ということになってますけれども、こういった審議を予定されているのでしょうか。

◎重森危機管理・防災課長 県の地域防災計画を見直す際に、防災委員にお諮りをして改定をするものでございまして、直近では2か月前の2月に防災会議を開催をさせていただいて、最新の地域防災計画の改定をしております。

◎はた委員 今年度は、その地域防災計画についてのみの審議でしょうか。

◎重森危機管理・防災課長 そうですね。今年度も、年明けの2月頃に防災会議の開催を予定をしております。基本的には、国の防災基本計画の改定に基づいて、それに沿った形の内容に改正をしていくのが主な目的になってございますが、委員の御指摘のとおり、それ以外の事案がございましたら、必要に応じて防災会議は開くことになっております。

◎樋口委員 防災会議の委員がある程度長期化してきたら、新たな視点が出てこんと思うわけですよ。そこら辺り委員はある程度循環して替えてますか。

◎重森危機管理・防災課長 防災会議の委員は、災害対策基本法であったり、あと国からの通知に基づいて、国の機関では地方支分局の長であったり、一定どういった方が委員になっていただくかが定まっております。一方で、やはり、昨今、女性の意見をしっかりと反映をさせていくという考え方のもと、それぞれの機関におきましても、可能であれば、女性の委員の方にも参加いただくことも併せて、こちらから投げかけをさせていただいております。

◎樋口委員 私の聞いたのはそれじゃなくて、国からの肩書で来ている人は、当然異動もあるから替わるんですね。さっきの質問では、女性のことも聞いてないですよ。要するに、一人の人間が長くしていたら、いろんな意見が出てこないから、そういうことを替えるべきではないかという意見ですから、長くなるから、後で説明してください。

◎江渚危機管理部長 委員の選任につきましては、その時々、改選のときに、また、できるだけ多くの意見を賜えるよう検討してまいりたいと思います。

◎はた委員 デジタル化が進んだこともあって、アプリなどの運用保守の委託料もかさんでいるのではないかなと思うんですけれども。過去の経過を知らないもので、その保守管理料、デジタル化に伴う負担について、増えているのかどうか教えてください。

◎重森危機管理・防災課長 アプリは、開発の段階でプロポーザルを行っております。保

守管理委託につきましても、その開発事業者と契約をさせていただいておりました、目立って保守委託料が増加傾向にあるということは特にはございませんが、ただ、対応していただく時間の設定であったりとか、そういったところで多少の金額の増減がございます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理・防災課を終わります。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎下村委員長 次に、南海トラフ地震対策課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎明神委員 南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金5億円、これは何ですか。避難所は今、雑魚寝にならんように、それぞれ個室化する取組がありますがけれども、そういう整備をするための補助金ですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金は、臨時情報が発表された際に、市町村が避難所を開設した際に支援するための補助金です。先般、昨年8月に臨時情報注意が発表されましたけれども、その際にも、市町村が避難所を開設されており、そちらに支援をしているところでございます。

◎明神委員 そしたら、避難所が今プライバシーを守るために個室化、テント入れたり、区切りを入れたりと整備をしておりますけれども、高知県の整備率はどれぐらいですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 県内の避難所につきましては、現在約1,300か所ぐらいあります。そちらにつきまして、市町村が大体2～3平米程度で準備をしております。今回、国の被害想定に基づいて見直しを行いますと、約6万人ぐらいの避難所が不足する形になってございますので、今回、第6期南海トラフ地震対策行動計画では、避難環境の整備で、学校の教室が指定避難所に指定されていないところにつきまして、さらに追加をして不足を解消することを考えてございます。

今、県下全域で見ますと、避難者に対して避難所は充足している状況にはなっています。

◎明神委員 私が言うのは、雑魚寝の解消。この整備率はどれぐらいですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 各市町村が、今のところ避難所につきまして、1人当たり2～3平米程度で準備をしております。そちらでいきますと、その整備率は算出していないんですけれども、県内全体で見ると、充足している形にはなっています。そこに、テントを張って寝ることができるかということ、それが、今回、国が新しい避難所の取組指針を見直しをしまして、1人当たり3.5平米以上になりましたので、3.5平米あれば、先ほど、委員がおっしゃったとおり、雑魚寝が解消される状況にはなるとお思いますので、そちらに向けて、今後、対策を強化していくことになっていきます。

◎明神委員 言うたら、3.5平米を確保して、その区切りのテントとかいろんな施設整備

はこれからということですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 3.5平米に合わせまして、段ボールベッドとかの整備も国が推奨しておりますので、そちらについても、順次、市町村に整備を進めていただくように考えております。それと、県の地域防災対策総合補助金の対象にもなっておりまして、市町村が段ボールベット等整備したいときには、県の補助金も活用できるようになっています。

◎明神委員 そしたら、市町村が区切りとかテントも整備したいとなれば補助金が用意されとるとということですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 県の補助金を活用することができます。それと、昨年末に国が新しい交付金を創設しまして、そちらにつきまして、特に高知市とか各市町村が高補助率になっていますので、そちらを活用して段ボールベッドとか、あとトイレカーの整備も進めていくようになっています。

◎明神委員 石破総理が、何十年も避難所の雑魚寝は解消されていないと言われておりますので、ぜひとも、市町村に指導して、また、その補助も導入されプライバシーを守るように、整備をよろしく。要請しておきます。

◎橋本委員 第6期行動計画について、お聞きをしたいと思います。ポイントが4つあるんですが、災害に強いインフラ整備の加速化という観点が、命をつなぐ対策、生活を立ち上げる対策、命を守る対策も含まれて共通課題になっているんですけども、これが9番目の重点課題で新と入ってますが、どこに力点を置いて重点的に加速化を図るんですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 こちら、今回の第6期行動計画の見直しに当たりまして、能登半島地震での教訓で、特に高速道路が決壊した状況ですとか、あとインフラ関係が断水して孤立化が長期化したこともございますので、御説明しましたとおり、緊急輸送道路の整備ですとか、上下水道の耐震化を進めていくようにはなります。

◎橋本委員 能登半島地震でいろいろな教訓をいただいたと思うんです。命をつなぐ対策、それから、生活を立ち上げるっていう面で、お聞きしたいんですけども、ここのどれへも具体的に出てないんですが。電源の危機管理ってどういうふうにお考えですか。今年の、2024年の年末ぐらいに四国で大停電があったじゃないですか。私ちょうどそれに遭遇をしたんですけど、清水は全部停電しましたから。そのときにね、1時間ぐらいの停電でめちゃくちゃパニックになってるわけで。どういうことかということ、その停電が終わってから私のところに入ってきた連絡が、水が出ないと、電源がなければ当然出ないですよ、ポンプアップしないですから。そういう考え方を持って、県として電源の危機管理についてどう考えてるのか、お尋ねをしたいと思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 大規模地震が発生しますと、停電も起きる可能性が非常に高いので、各市町村には、非常用電源の設備の対応を行っていただいているところでご

ざいます。それと自主防災組織が非常用電源の設備、発電機とかを整備する際には、補助金により支援をしているところがございます。

◎橋本委員　そういうことを聞いているのではなくて、L2クラスの地震が起こったときに、南海トラフって巨大地震じゃないですか。日本の相当数のところがやられるわけで、壊滅する状況になるわけじゃないですか。その想定はあるんですよね。どうして言ってるかという、お聞きしますけれども、実は電気って変電所を経由するわけですよ。浸水域の変電所って、海岸線、どの市町村にどれだけありますか。南海トラフが起こって津波が来たら、土佐清水市の場合、変電所があるところは海拔2メートルです。多分、海岸線ってそういうところばかりだと思ってます。

そうすると、その変電所が全部壊滅をしてしまうと、どれだけ長い間の電源復旧を待たなければならないかというのは、本当にね、命の危険以上のものがあると思うんです。だから、そういう電源の危機管理について、要は、南海トラフの地震対策化について、どういう考え方を持って取り組んでいるのかをお聞きしたいんです。

少なくとも、浸水域にどれだけの変電所があるのか。市町村にどれだけ浸水をする変電所があるのかぐらいは分かっていると思うんですけれども、そこを確認したいと思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長　私どもの取組の中にライフライン協議会がございます。先ほど委員がおっしゃったことにつきましては、一度そちらでお話をさせていただいて、検討したいと考えています。

◎橋本委員　電気って本当に命なんです。もう電気がない生活は全然考えられないです。全てにつながっています。ただ、さっきも言ったように、電源を起す機械があるから、それでいいじゃないかって言ったとしても、それではなかなか対応できないでしょう。

逆に言うと、特に病院関係は、電気が切れて人の命を守れますか。守れないですよ。もう少し抜本的に、県全体でこの問題をどう考えるかも議論をしていただきたいと思っていますので、部長どうですか。

◎江淵危機管理部長　おっしゃるとおり、電気は今や必要不可欠なライフラインと言えます。南海トラフ地震L2対応への対策につきましては四国電力、あるいは四国電力送配電と、これまでも様々協議を行っておりますけれども、先ほど申しあげましたライフライン協議会、あるいは個別の協議を通じて変電所の在り方も含めて、四国電力、送配電に、対策を検討していくことなど求めてまいりたいですし、また、それらをバックアップする対策として、病院をはじめ各重要施設、あるいは地域への発電施設等を並行して対策を講じてまいりたいと考えます。

◎橋本委員　ぜひともね、電源の危機管理について、具体的な県の取組施策をしっかりと出していきたいと思います。

◎横山委員　第6期行動計画に新たに位置づけられました、災害に強いインフラ整備の加

速化ですけど、これ大変重要な取組で、インフラ整備イコール河川であったり道路であったり防災であったり法面防災であったりと、全て防災力の向上につながっていくわけですが、ここに位置づけたことによって、実際それを事業として取り組んでいる土木部等との連携体制、あともっと言ったら、能登半島の中でいうと、市町村道の寸断とかもあって、県道であったり国道以外のそういう道路、河川のインフラ整備を加速化していくには、やはり市町村ともしっかり連携していかなければならないという中で、どのように、危機管理部が司令塔役といいますか、そういう役割を果たしていくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 第6期行動計画の推進につきましては、本庁の各部局の部長級の会議、南海トラフ地震対策推進本部会議を開催しておりまして、その中で、土木部からも進捗状況の報告をいただいた上で、その中で、知事からもいろいろな指示の上で、こちらを強力に推進していくこととしております。

それと、財源について一番の課題となるところで、国土強靱化は今年が最終年度になっております。来年度から新たな国土強靱化の財源で、先般、政府が発表されてましたけれども、5か年で大体20兆円強の予算を確保すると話がありましたので、それを最低限としまして、それ以上、物価高騰とかも踏まえた上で、予算、財源を確保していただくように政策提言を行うようにしております。あわせて、第6期行動計画の取組が強力に進むように、対策を講じたいと考えております。

◎横山委員 市町村ごとにどのように災害に強いインフラ整備の加速化、それに対して、司令塔としてもやっていただきたいと思うのですが。県と市町村でね、それぞれあると思いますけれども、その辺についてどうでしょう。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今回の、昨年度の能登半島地震でも高速道路のほか、地方道がかなり被災をしております。そういった意味で、孤立が長期化することも考えられますので、市町村と連携して、土木部では市町村道も、土砂対策防止対策ですとか、孤立につながらないように道路整備を進めていただきたい。

あと、道路整備を進めることによって、道路啓開計画が短期間で済むように、といった取組を進めていただくように、土木部にはお願いをしておきます。

◎横山委員 最後に、全てにおいて重要なマンパワーも今不足してますけど、まずは予算の確保だと思っています。その点においては、また、ぜひ土木部とも連携して、今の国土強靱化実施中期計画の早期の策定ということでやってますので、全庁挙げて予算の確保に取り組んで欲しいと思っています。

◎はた委員 南海トラフの行動対策についてお聞きをしたいんですけども。インフラ整備の定義範囲というか、当然、上下水道、道路、港湾、そういったところのインフラ整備の強化もあると思うんですけども。生活を立ち上げる、大規模な復旧が終わるまでの生

活の保障という意味で、国も新たな考えを示していると思いますが、防災井戸の把握、マップ化、見える化、また、それを強化していく、広げていく、支援していくっていう、インフラ整備復旧までの、細かいところかもしれませんが、そこをつなぐ政策は、もう考えられているのでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 防災井戸につきましては、能登半島地震でもかなり使われておりました。それで、私ども総合補助金で、市町村に支援をしているところでございまして、一定、防災井戸の整備は進められているところでございますけれども、見える化までは至っていないので、今後、検討してみたいとは思っております。

◎はた委員 もう1点。耐震対策、これも定義についてなんですけれども、昭和56年以前の建築物、木造建築物を対象にしてきて、実際、今、昭和56年以前となると、新しくても44年たっている。ほとんどが、もう50年以上、60年以上となってきた場合に、今地域で聞かれるのは、もう耐震対策というより解体をしたいけれどもできないから放置しているとか、置かざるを得ないということで、防災面で改善が進まない実態があります。

今回の知事の答弁でも、2000年基準に見直し検討したいということをおっしゃってましたが、例えば、今回の耐震化率で74%ですけれども、どんどん耐震化より解体したい人のほうが増えていくとなると、本当は、耐震対策をしたほうがいい家を取り残されていくことにもなるので、ここの見直しも早く、今回の行動計画の中で位置づけていく必要があるんじゃないかなと思ったのですが。この耐震化の定義の見直しを、この行動計画に位置づけられるかどうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 現在の行動計画の中では、先ほどおっしゃった解体費用につながるような目標設定はない状況でございます。一度お話いただいた件につきまして、住宅課とお話をさせていただいて検討することといたします。

◎はた委員 最後に、段ボールベッドを国が推進していることなんです。実際、避難所で防災訓練をしている方にもお話を聞きましたし、自分自身も参加して、皆さんの意見を聞きながら思ったのが、国が今まで出してきた段ボールベッドの組立ては、本当に手間暇かかって、あれを一般的にやってくださいということにはなかなかなくて、実際、市の職員が覚えるのにもすごく苦勞する。そういう段ボールベッドを広げるのではなくて、今は壊れにくいワンタッチの、キャンプでよく使われるコンパクトなベッドもあるかと思うんです。

国に対して、今までの段ボールの使い勝手の悪いものを広げようというのはいかがなものかと、やっぱり現場からも伝えていただきたいし、これを市町村に広げるのは、県もどうかなと思ったんですけど、これはどうでしょう。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 ベッドにつきましては、段ボールベッドに限定されているわけではございませんので、簡易ベッドも対象になってございまして、毛布なり段ボール

ベッドなり簡易ベッドなりで、避難所の施設整備を行っていただくことにはなっています。それと、私どもの県の補助金でも対象になっていますので、市町村を支援しております。

◎はた委員 市町村の使い勝手の悪いところについては、その予算を減らして、使い勝手のいいものへの転換というか、そういう予算が大事かなという意見です。

◎岡田（芳）委員 南海トラフ地震の避難の関係ですけれども。明神委員からも話がありましたけれども、避難所の雑魚寝の問題をどう解消するのかということで、発災直後は、かなりの人が入ってくるということで、一定やむを得ん部分もあるかもしれませんが、やっぱり環境をよくしてないと、いろいろ感染症とか、課題が出てくると思っていますので、そういう環境を整備することが非常に大事だと思います。

私も2回ほど、香長中学校の体育館で地域の避難所の設営の訓練を見て、それに参加して、テント張ってプライバシーを守る。それから、先ほどお話があった簡易ベッドをつくる、そういう体験を避難所ですて、その人が欠けても誰でもできるように、マニュアル化してやっていこうということで、地元の自主防災組織も非常に一生懸命やっていたらんですけれども。そういう様子を見ながら、プライベートを守るスペースをつくっていったりすると避難場所のスペースがかなり制限されてくるんですよ。だから、みんなで話し合っていきたいこの体育館に、何人入れるろうかねと。やっぱり、もう外でテント張って避難せんと賄いきれないのじゃないかという話や、トイレは大丈夫かという話が感想としても出されるんですよね。そういう点で、やっぱり発災後の避難の場所の確保、資材の確保は、まだまだ不十分じゃないかなと非常に実感をしたんです。

それが皆さんの共通認識にもなってまして、そういう訓練からの意見も踏まえて、県としてもしっかり避難場所の確保であるとか、環境をよくする対策を、しっかりして命を守り、それからつなげるということをやっているといけないなと思ったんですよ。

それと県で今1,300か所の避難場所があって、6万人不足しているということですが、学校の空き教室を使えるということなんで、使う方向だということけれども、この辺もしっかり計画を立ててやっていると、まだまだ不足だと思います。そういう避難場所の確保という点では、どんなに考えているんでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今回の第6期行動計画では、国の取組指針、スフィア基準を踏まえた改定により、1人当たりの面積が3.5平米になったときには約6万人ぐらい不足するというので、私どもの地域本部が各ブロックごとにありますので、そちらから市町村にも働きかけ、一緒になって支援をして掘り起こしをしたい。避難場所のスペースの確保の掘り起こしを、これから進めていきたいと考えています。

◎岡田（芳）委員 ぜひ、計画を立てスピードアップして取り組んでいただきたいと思えます。

それと、避難の問題で、昨日も自主防災組織と話をしたんですけれども、やっぱり地域

の人が高齢化してきているんですよ。ですから、命を守るという点で、本当に私らはどうしたらいいんだろうかと。声をかけるぐらいはできるかもしれんけど、逃げまじょうということですね、本当に命が救えるのかという不安も、特に御高齢の方は感じているんです。そういった点で、市町村とも連携しながら、どう命を守るかということ、もう一度しっかり考えていく必要があると思います。自助、共助という点でね、頑張っってやらないかんですけども、公助というところからどう地域を守っていくか、住民を守っていくかという点で、市町村との連携が非常に大事です。それから、自主防災組織との連携ももちろん非常に大事だと感じて、タワーへの昼間とか夜間の避難訓練もしてますけれども、やっぱり参加者が少ないんですよ。だから、啓発も含めて、取組をもっともっと緻密にしていかないかなんかということ、非常に日々実感しているんですけども。その辺で、要支援者などの把握と、どう支援するかという点は、どういうふうに取り組んでいかれる考えですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 まず、先ほどの、避難所のスペースの確保につきましては、第5期行動計画の中で目標値を定めて、数を増やしていく取組をしております。それと、先ほどの要配慮者の関係は、個別避難計画を策定して、地域の方々が要配慮者の方と一緒に避難するような取組も、今現在進んでいるところでございます。

◎岡田（芳）委員 そこが実際、現場といいますか、地域ではかなり困難があつて、どう手を足したらいいのかなと私も考えますけれども、なかなかいい知恵が出てこないのが現状なんですよ。だから、こんなやり方、援助の仕方がありますよっていうことを、もう少し具体的にアドバイスしてあげるだとか、啓発をしていくことも大事かなと思ってまして、その辺、県としてのお考えを。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 委員がおっしゃるとおり、各地域で参考となる取組事例があると思いますので、そういうようなところを横展開することによって、さらに、高齢者の方々、要支援者の方々が適切に避難できる対策をとっていきたいと思っております。それと、自主防災組織が、高齢化しているところは実際ございまして、その活性化は非常に大事だと私も認識しておりますので、そちらにつきましても、市町村の方々と一緒に、活性化が図れるよう取り組んでいきたいと考えています。

◎岡田（芳）委員 最後にしますけれども、自主防もなかなか財源がなくて、いろいろ取り組みたいけどお金がないという話もよく聞くんです。そういった点で、何か支援の手だてがあればということも考えますし、しっかり支援をしていただければと思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 自主防災組織の方々が訓練とか資機材整備を行うときの支援につきまして、県の総合補助金が対象になっておりまして、市町村の補助金と併せて、自主防災組織の方々に支援することができますので、そちらにつきましては、市町村の方々にぜひ活用していただくように、お願いもしているところでございます。

◎樋口委員 ちょっと一言、言わさしてもらいたいんですが、質疑が始まる前に、委員長

も答弁は簡潔明瞭にと言われましたわね。僕が聞いたのも全然別な話で、時間が長くなった。それと、僕の聞いた限りでは明神委員も、プライバシーを守るのはどれくらいあるかと、何割と言ったら、それでたった一言で答弁は済むんですよ。それがただ言っただけで、明神委員も長くなった。それから、先ほどの橋本委員も、私はそういうことを聞いているんじゃないですよと言ったんですよ。質問の趣旨を解釈できているのかということが1つ。

2つ目は、要らん答弁は普通せんもんですよ。聞かれたことだけを答えるのが議会の答弁ですよ。だから、要らんことを言うから話が長くなるんです。ほんでですね、委員の質問をきれいに解釈せないかんですよ。それから答弁は要らんことを言わんとまず、答弁のポイントを言って、その後でただ言っただけでいいんですよ。今後のこともありませんのでね。昔のこと言ってもいかんけど、いよいよね、答弁の力が落ちてきてます。僕はね、前回のこの委員会でも2年前ですが言ったんですよ。的確な答弁のできない課長がすごく増えている。もっと勉強しなきゃ駄目ですよ。今日、皆さん言ってることなんかね、簡単に言えるんですよ。

◎下村委員長 樋口委員、本当にありがとうございます。自分も途中で、質疑と答弁が合っていないところが何か所かありましたので、後ほど本当はそういう話もしたほうがいいのかなと思ってたところでしたので、そこも十分注意しながら、対応していただきたいと思えます。

◎江渚危機管理部長 今回の御答弁に関しては簡潔明瞭でなかった点がございました。振り返りの反省会を開いて、簡潔明瞭にお答えできるように、各課長、私からも指導してまいります。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、南海トラフ地震対策課を終わります。

〈消防政策課〉

◎下村委員長 次に、消防政策課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 消防の広域化基本構想について、御説明いただきましてありがとうございます。ただ分からないところがたくさんあって、これ骨格案ということで、第2章として示されましたけれども、ここで分賦金についてですが、分かりづらいので教えていただけますか。市町村の普通交付税における常備消防費に係る基準財政需要額等に応じて算定した額を納めるということですよ。これについては国から来る、交付税そのものを全部納めるということですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 御指摘のとおり、この基礎サービス分の記載にありますとおり、常備消防サービスに係る基準財政需要額を、国から来るものを、基本的にはその分を

納めていただくことを基礎サービス分の分賦金として考えております。

◎橋本委員 市町村はそういうことですね。県はどうですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 その下のイに記載をしておりますが、県の消防事務に要する経費について、分賦金として負担をすると記載をしております。

◎橋本委員 基準財政需要額分の交付税を市町村から全部取っておいてよね、県も全部持っていきやない。

◎鈴木参事兼消防政策課長 今回説明が足りていなかったかもしれませんが、県の基準財政需要額のうち、今回その構成員として加わる事務としては、県の消防防災航空センター、それから消防学校、この2つをこの広域連合に組入れて、一緒に事務を行うということにしておりますので、そちらに必要な経費を基本的には分賦金として負担をさせていただくと考えております。

◎橋本委員 ちょっと分かりにくい説明で、まだ具体的な形で練り上げてないので、今ここで議論しても、少し空論になってしまうのであれなんですけれども。今後もう少し県の立ち位置を明確化することと、それから、どれだけ県が費用を負担するのかに対しては、明確に数字で出していきたい。

◎鈴木参事兼消防政策課長 御指摘のとおり、県の方賦金につきましても、どれぐらい納めるか、負担をするかも、今年度開催しますあり方検討会の中で、まさに議論をしていきますので、その結果として、どういう負担の割合になるかをお示しをさせていただきたいと考えております。

◎橋本委員 もう1つ、既存の債務の扱いについてです。要は、今まであった債務については、とにかく、存置されるってということだと思えるんですけども、そのままこの広域になるところには持ち込まないと。要は、それぞれの市町村で片づけてくれという考え方でいいわけですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 現状その形で、既存の債務につきましても、広域前の構成団体で存置をして負担していくことを、考えとしてお示しさせていただいております。

◎橋本委員 この消防の組合についても、それぞれのバリエーションがあると思うんですよ。それぞれ組合で、例えば債務について存置せえと言っても、最終的には市町村がそれを分担して整理をすることになると思うので、その辺は県としてはどう見てるんですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 繰り返しになってしまうんですが、広域化前の債務については構成の団体が負担をすることを、現状で考えております。一方で、バリエーションにつきましても、例えば、消防しか行っていない一部事務組合等につきましても、この広域化が実現した際には、組合自体が解散をしてしまうことがございます。そういった場合の取扱いについても、今後、議論していかないとはいえないと考えております。まさに、その負担金についても、今年度開催しますあり方検討会で議論していくところと考えています。

◎橋本委員 最後です。組合についてもそれぞれの消防組合がありますよね。市町村が直轄でやっているところもあるんですけども、それぞれの債務額は、県は全部押さえているんですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 そうですね、基準財政需要額で、把握、調査をして調べておりますが、もう少し詳細に調べて、今年度のあり方検討会の中でそれをもとに皆さんで議論を考えております。

◎橋本委員 やっぱりさっきも言ったように、最終的な決着は市町村がそれぞれ処理をしなければならなくなると思うんですよ。そうすると、ある一定の、県もどれだけの債務が、それぞれの組合にあるのかぐらい分かってないと、今ぱっと出されたとしても、ここでの議論は本当に空論になってしまうので。

◎鈴木参事兼消防政策課長 御指摘のとおり、今債務がどれだけあるかもしっかり把握をした上で議論していきたいと考えております。

◎はた委員 あり方検討会についてなんですけれども、本会議でも、知事が繰り返し、あくまでも試算なんだと。たたき台なんだということを繰り返されましたので、ちょっと確認という意味で。スケジュール案では2028年、令和10年に発足がゴールというか、一つの節目を書かれてますけれども、先延ばしも含めて、スケジュール案は確定したものではないということでもいいでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 この基本構想に示させていただいてますスケジュール案につきましては、あくまでも今、県が考えているスケジュール案でございます。新体制への移行スケジュールの下のところ、米印で追記をしております。スケジュールについては、今後各プロセスの進捗状況に応じて、各年度末時点で必要な見直しを行うものとする、こういった、注意書きを新しく今回の修正で加えさせていただいております。

◎はた委員 そうすると、知事が責任者ですけども、知事としては、この令和10年の発足を指示したものではない、あくまでもたたき台だということでもいいですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 あくまでも今、県で考えているスケジュール案ということでございますので、ここはまさに皆さんとの議論の中で、関係者も多うございますので、ここはしっかり議論していくところと考えております。

◎はた委員 それと9ページの、高知県消防広域化基本構想の一番上のI 消防広域化の必要性の(4)に書かれているんですけども。今回の広域化の大前提は、スリム化をすることによって、組織を一本化し、人員のスリム化が行われ、それで生まれた人員を現場に配置をするということなんですけど、ここまでスリム化ができるんだと、余力人員があることが前提の広域化基本構想ですので、どの程度の人員がスリム化の対象になって、余力人員とされるのか。そこの大前提がないと、そもそも構想って言えるのかと思うのですが、どの程度いらっしゃるんですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 これについては、今年度、先ほど予算の中で説明をさせていただきましたが、委託をさせていただいて、どれぐらい人員が生み出せるかをシミュレーションをして検討していきたいと、皆さんで議論していきたいと考えております。

◎はた委員 あまりにも漠然とした形というか、構想だなと思います。

もう1点聞きたいのが、広域化基本構想の中の組織図です。本来、基本構想の大前提が、スリム化をされて、それで生まれた人員が現場に増えるんだということですので、この組織図の中で言えば、消防署、また分署、ここが強化をされないといけない。南海トラフを前提とした消防体制の強化であるなら、現場は、分散した配置と人員、環境の強化が、全国の中で一番心配された南海トラフ地震への対策だと思うんです。組織図として、消防署や分署がいかにかに人員面、環境面で分散強化されるのか。説明いただけるでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 今県内で消防職員は約1,200人いらっしゃいます。その方々の多くがいわゆる間接部門と現場部門を兼務をされております。広域化をすることによって、間接部門と言われる総務部門であったり、あとは通信指令の部門、これは今15の消防本部でそれぞれ構えていますので、これを一つに集約することで、その分、現場に振り向けることができるという考え方でやっておりますが、具体的にどれぐらい、定量的にどれぐらいかにつきましては、今年度行うシミュレーションを踏まえて、また御説明をさせていただきたいと思っております。

◎はた委員 県として目指す消防体制として、一番の課題は南海トラフ地震対策だと思うんですけれども。それを考えたときに、できるだけ迅速に対応、命を救う、また救助する体制をつくるかっていうと、集約型ではなくて、やっぱり現場は、細かに分散して強化をしていくというような体制こそ必要なのですが、消防署がどこにあるかっていうことも、もちろん分散強化の一つですし、人員が強化されることによって、迅速に動けるという意味で、分散強化になる。県民が今求めているのは、分散強化、そこがすごく注目されているところなので、それが基本構想の中で、ちゃんと、たたき台として提案されているのかどうか、その点を聞きたかったので、この分署とか消防署の配置だけでは分かりませんが、強化になるのかどうか、目指しているのかどうか、お願いします。

◎鈴木参事兼消防政策課長 この消防の広域化、目的の一つとして、先ほど委員がおっしゃった南海トラフ地震への対策ももちろんございます。加えて、このまま将来にわたって人口が減少していく中でも特に現場の消防力ですね、これを確保していくってことを、どうやっていくかで広域化の議論をしています。このまま各15本部のまま進んでいった際に、県内で消防の空白自治体が生まれぬのか、そういったことも踏まえて、将来にわたって現場の消防力を確保するために、みんなで力を合わせて広域化の議論をしていこうということが一つございますので、具体的には、今どれぐらい現場のほうにお示しをできないところはあるかもしれませんが、思想としては、間接部門を集約化をして、集約化に

よって生まれた人員を現場に振り向けるという考え方でやっております。プラス今ある40の署所につきましては、現状のまま残していくことを考えております。

◎下村委員長 はた委員、そろそろまとめてください。

◎はた委員 この点では、1,200人の職員さんがいるということですがけれども、余剰人員を現場に振り向けることと併せて、南海トラフ地震の被害想定、また必要性に応じて、県として人員は増やすことも選択肢であるかどうか、その点をお願いします。

◎鈴木参事兼消防政策課長 この基本構想上は、1,200人という現行の定数を下回らないことを基本とすることをうたっております。これ以上増やすかどうかにつきましては、そこも含めてあり方検討会で議論になるところだと考えております。

◎はた委員 最後に。この組織図の中の右の一番上に書かれています、方面消防本部管理運営協議会、この会長を市町村長が担うとなっているんですけども、なぜ、市町村長が運営協議会の会長なのか。また、委員を選ぶに当たって、市町村長が職員を選ぶのか。言うたら、消防というすごく専門性が問われるところに役職の力関係的に消防職員が部下になってしまうというか、そうなってくると、公平な議論とか専門性が発揮できるのかという意味で、市町村長が消防の運営協議会に入ってくる、その考え方はどうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 こちらの方面消防本部管理運営協議会に市町村長が入っている理由でございますが、現状、消防につきましては、市町村消防の原則に鑑みて、消防組織法にうたわれている市町村消防の原則を踏まえて、市町村長が消防の管理者をされております。そういったことに軸足を置いて、この広域化後についても、この方面の中で、市町村長に御意見をいただく場を設けるということで書かせていただいております。

◎岡田（芳）委員 消防の基本構想で、人口減少の中で、一方で消防サービスの需要が増加しているということで、統合によってスケールメリットを生かして運営していくことですが、9ページの（3）県内消防本部の状況ということで、ここの解消が図られるということだと思っております。今の15の消防本部の姿といいますか、運営についてもかなりばらつきがあるといいますか、それぞれの取組があると思っておりますよ。そして、指令システムについても、いろいろ、今の到達点が、かなり違っていると思っておりますよ。それを足並みをそろえていくということになると、いろんな御意見もあると思し、例えば、私が住んでいる南国市は、指令システムを去年度の最後に更新をしました。私も説明会に参加をして見せていただいたんですけど、非常にすぐれたシステムで、すぐ指令が出せるシステムがもう構築をされております。地域の消防団も、車も全部更新がされて情報収集のバイク隊もつくられ、ドローンも整備がされ、そして重機まで構えているということで、かなりシステムが組み上がってきているんですね。

そういう消防本部もあれば、高幡みたいに市町村合併の中で、職員の待遇もいろいろ課題も抱えていると。それで指令についても、電話を受けたらゼンリンの地図を広げて、指

令を出しているというふうには、かなり違いがあるんですね。そこで、足並みをそろえていくところで、例えば、全国的にもそんなに、県一にしてるところはあるのかなと思うし、例えば、奈良県のことを聞くんですけども、奈良市や生駒市は統合に参加をしてないということもお聞きをしたりするんですけども、本当にこれできちっと機能するのか、問題ないのかは気になってまして。

そういった意見が、しっかりここの議論の中で反映できるのかなと、県が一定ここを示してくると、なかなか意見が言いづらい面も出てくりやせんかなという気にもなってますけれども、やはり、いろんな意見をどう集約していくのか。スケジュールを、もうお尻を切ってしまうと、なかなかこれ、意見が言えるのかなという不安もあるんですけども、いかがですかね。

◎鈴木参事兼消防政策課長 各消防本部の御意見でございますが、現時点でもたくさんパブリックコメント、それから、個別の説明の中でもたくさんいただいております。先ほど、御指摘のありました指令システムについても、更新時期が今、それぞれの消防本部でやっておりますので、そこをどう統一していくかと、非常に大事なところだと考えております。

一方で、何もない中で議論をとると、やはりどうしても空中戦といえますか、具体的にないところもありますので、一定、県のほうでこの基本構想の形を示して、たたき台として議論をしていきたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 ということで、かなり取組の到達点がいろいろ違うし、仕組みも違いますので、ただそれを統合するからということで、先延ばしして、それまでは手を打たないとなると、これもまた問題かなと思って。現場で改善すべきはすぐ改善していくと、それを県もフォローしていくということは、当然やっていかないかんことなので、その整理をきちんとして進めていかないと、現場が戸惑うかなということがあります。課題がもう既に分かっているならば、しっかりそこは県としても、このスケジュールを待たずに支援をしていくということが大事だと思うんですが、そこはどうですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 まさに今年度あり方検討会の中で、それぞれ、あり方検討会の下に部会を4つ設けてまして、例えば、通信であれば通信指令、通信・システム部会が専門でございます。その中で、どういうふうに統合していくかも、よくよく議論をして、県として助言できるところ、支援できるところはしっかりやっていきたいと思っております。

この議論は、令和5年度に県内の消防長の集まりの中で、高知県でも広域化の議論が必要じゃないかというお話がありまして、その中で、県がリーダーシップをとってほしいと、皆さんの御意見を踏まえて今やっているところでございますので、県が一定リーダーシップをとりながら、皆さんの意見もしっかり聞きながら、進めていきたいと考えてます。

◎岡田（芳）委員 センターの機能が強化されても現場の力が弱っていくことになると、本当の消防力の強化につながるのかなということも考えられるので、やっぱり十分皆さん

の意見を取り入れていただいて、現場の力が弱くならないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

◎橋本委員 これまた骨格案の話になるんですけれども、既存財産の取扱いというところがあって、不動産及び償却資産については無償貸与、その他の財産については無償譲渡を受けることになってますけれども、消防には、消防車とか様々な資産があって、その資産もそれぞれの組合でばらばらになっていると思います。消防本部でもばらばらになっていると思います。その辺を多分組合が一括管理していくんだろうと想像はできるんですけれども、例えば、立地的な問題があって、非常にたくさんの消防車があるところ、ないところ、救急車があるところ、ないところ、たくさんあるわけですよ。そのバランス感覚ってどう取るんです。

◎鈴木参事兼消防政策課長 既存の財産、いわゆる消防車等の、ここで記載をしている償却資産になりますけれども、こちらについては現状、御指摘のようにばらつきがございます。これを新しい組織に貸与をしていただく無償貸与という形、ただ、資産としては、その構成の市町村に残る形で考えております。

◎橋本委員 管理は、既存の市町村にやらせて、車検とか整備とか、全てそちらのほうの経費でやらすということですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 今、御指摘のところについては、今後、あり方検討会でよく議論をしていって、誰がどういうふうに試算をしていくか決めていくことだと考えております。

◎下村委員長 委員の皆さんに申し上げます。この件については、今お話があったとおり、まだ本当の詳細部分は詰めきれていませんので、あり方検討会である程度のところまで出た段階で、またこうした、きちんとした議論ができると思いますので、ここは、そういうつもりで対応していただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

◎橋本委員 異議はないんですけれども、あり方検討会の、ある程度のこういう議論の詳細はいつ頃になるんですか。その確認だけしておきたいと思います。

◎鈴木参事兼消防政策課長 あり方検討会につきましては、今年度3回開催をする予定で考えております。予定では、年明け1月にはまとめたいと考えておりますが、そのどこかで、中間の形を御報告できればと考えております。

◎横山委員 先ほど委員長がおっしゃったように、これから詳細とか、いろんな現場の声も聞きながらやっていくということで、ぜひ、しっかりと前に進めていただきたいと思います。最終的なところは、やはり県民の安全と安心を守っていくその一点に帰結しようかと思いますが、どういうふうによくなっていくのか、どのように変わっていくのかをしっかりと県民にイメージできるような議論の進め方をしていただきたいなと要請ということで

よろしくお願いいたします。

◎下村委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部の業務概要を終わります。

《健康政策部》

◎下村委員長 次に健康政策部の業務概要を聴取いたします。

業務概要の説明に先立ち、幹部職員の御紹介をお願いいたします。

(幹部職員自己紹介)

◎下村委員長 最初に部長から総括説明を受けます。

なお部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承承願います。

(総括説明)

◎下村委員長 続いて各課長の説明を求めたいと思いますが、本日は、概要を聴取する課の数が大変多くございますので、各課長の説明は、できるだけ適切、かつ簡潔によりしくお願いしたいと思います。それから、各委員の皆様におかれましても、できるだけ簡潔、そして分かりやすく質問をしていただければと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◎下村委員長 ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時でよろしくお願いいたします。

(休憩 11時51分 ～ 12時59分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈保健政策課〉

◎下村委員長 最初に、保健政策課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、保健政策課を終わります。

〈医療政策課〉

◎下村委員長 次に医療政策課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎明神委員 直接予算とは関係ないけれども、私、高知医療センターの議会の議長をやりゆうわけで、今年の議会で赤字予算が出てきたわけよ。赤字予算はあり得るのかなと思うたけどあり得るらしいね。というのが、働き方改革で休みは取りなさい、ほいで給料を上げなさい、それでまた輸送費がかかる、医薬品が上がってくる、給料も上がる中で、診療報酬は全然上がってないと、だから公立にしても、私立にしても、どこも今医療機関は大変であるということで、2月の議会で意見書を国に出したわけですけれども、県として、部長にお聞きしますけど、国へ要望はしっかりと伝えておりますか。

◎中嶋健康政策部長 赤字経営の大きな原因は、やっぱり診療報酬の改定が実態に追いついてないという御意見を直接医療センターからお伺いしておりますて、先般の2月定例会で県議会からも、御意見いただいておりますし、県からも、そういったことも含めて、国にはお話をさせていただきたいと考えております。

◎明神委員 ぜひとも、その実態を国に訴えて、赤字経営にならんように。それとまた、倒産も増えていきゆうようですから、そのようなことがないように、国にしっかりと、知事と一緒に訴えていただきたいと、要請をしておきます。

◎中嶋健康政策部長 承知しました。

◎岡田（芳）委員 私も病院議会の議員をしてまして、国の医療費抑制政策の見直しが必要ではないかと思ったところです。

医師確保対策事業費について質問なんですけれども、この医師確保の面で歯科医師です。例えば、中山間では、越知町でも2軒あった歯科医がなくなって、もう町に歯医者さんがなくなったということで、町が通院のバス代を治療が終わるまで支援をしますという対策をしている話もお聞きしたんですけれども、中山間では医師不足がもろに影響を受けている実情があると思うんです。

そうした点で、歯科医師確保の対策はあんまりないみたいに思うんですけれども、そこはどんなにされているんですか。

◎高橋医療政策課長 歯科医師につきましては、医師のような奨学金の制度はございませんので、確保対策ではないんですけれども、やはり、中山間地域の課題として、個人でやられていた歯科診療所が、閉鎖をしている状況が課題だと認識をしております。そうしたときに、どうやって地域の方の歯科の医療を確保していくかについては、昨年度来、歯科医師会ともいろいろ話をしながら取り組んでおります。今年度については、まずは市町村の実態、あるいは意見をお聞きするためのアンケートをしようとなっております。

そのアンケートの結果を踏まえて、どういった対策がとれるのか歯科医師会と一緒に検討していく流れで、今年度取り組んでいきたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 なかなか健康維持に大事なことだと思いますので、しっかりと対策していただきますようお願いいたします。

◎はた委員 地域医療構想の推進の件で、全体の病床数について県の考え方としては、4ページにはダウンサイジングが大きな策と書かれているんですけども、一方で、現状・課題というところで、安芸だとか高幡地域については、既に必要な病床数を割る状況があるということなので、必要とされる病床数が、県全体では多いけれども、地域によっては必要数を割っていると、その格差をなくしていく具体策が必要ではないかと思うんです。

病院数が多い中央部については、減らしたらそれに応じた給付金を支給するというところで、減らすことについては給付金が出るけれども、一方で、少なすぎるところに対しての具体的手だてが、この地域医療構想の中にはないのではないかと思うのですが、格差解消についての手だてをお聞かせください。

◎高橋医療政策課長 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、やはり郡部、特に中央圏を除くエリアについては、必要な病床数を下回っているところもございますので、基本的には、こういった病床を維持していくことに取り組んでいく必要があると思います。ただ、直ちにそれに対して支援策があるかという、そういうわけではないんですけども、今年度の取組としましては、やはり、地域の今後の医療需要を確保する、将来推計を含めて、何の診療科を地域で完結をさせて、例えば、診療科によってはより広域の範囲で見えていくとか、そういったことも考えていく必要があると思いますので、そうした形で分析をさらに深掘りして、今年度外部委託でやっていこうと思っております。そうしたものを基に、地域で、少し体制の維持についての話を促す形で、県としては取り組んでいきたいと考えてます。

◎はた委員 中央部を減らすために、減らしたら給付金ということなんですけど、単純に県全体で基準値に合わせて減らすだけではなくて、聞いたかったのは具体的に、減らすことに給付金を出すことができるのであれば、減らす前にその医療機関なり、その機能が満たしてない地域でその機能を維持するために給付金を出す。この時代、一度病院の病床を維持する機能を失ってしまえば、元に戻すことは、本当に難しいと思うんです。

そういう意味では、ただ減らすのではなくて、地域を変えて、維持をしていくことにつながるような給付の在り方というか、支援の在り方が、制度として必要じゃないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

◎高橋医療政策課長 現行の給付金などの制度については、基本的には、国の全体の制度設計をベースに支給されているものになりますので、単県というよりは全国的な課題として、そういった実情も踏まえて、必要なことを国に対して言うていくことが必要だと考えておりますので、そうした姿勢で取り組んでいきたいと考えてます。

◎橋本委員 明神委員ともリンクするんですけども、要は、中山間の医療機関の経営ってかなり厳しくなってきたて、そのための一つの手法として、医療連携体制っていうか、地域医療連携推進法人の創設ということに対して、県はかなり仕掛けてきて、この前高知

新聞にも載ってました。幡多が立ち上がったということなんですけれども、これ実効性についてどうなっていくのか。土佐清水市では、その前に連携推進法人を設立してやって、それからまた幡多にできてというのも何かすごく違和感を感じるわけです。実効性が本当にあるのかなと。

県はどういう形でこの連携推進法人に対して、何を求めているのか。例えば、病床のダウンサイジングだけを求めているのか。いろんなことが経営の中に、きちっと組み込まれないと、中山間の医療は非常に厳しいと思いますね。地域医療を守っていくことについては、その辺どう考えてるのか、連携法人との関係性ですよね。そこを少し説明していただけますか。

◎高橋医療政策課長 連携法人との関係性、総論的な話になってしまうかもしれないんですが、幡多でできたということで、これからの取組になるので、それが成功していくように、県としても後押しをしたいと思っています。基本的には、ダウンサイジングを進めるためにやるとは思っていませんので、あと、地域で医療を残していくことに関しては、例えば、地域の中でも全ての病院が同じ診療科をするのではなくて、役割分担、そういったものも今後必要になってくると思いますし、あるいは共通でできる部分は一緒に共通でやっていく。そういったことでコストを下げっていく。こういったことも大事になってくると思いますので、連携法人という形を活用しながら、そういったことが図られることによって、地域の医療が最終的に維持できるようにつながっていければと考えております。そうした目的を持って、県としても、サポートしていきたいと思っています。

◎橋本委員 中山間は人口減少が非常に激しくて、お客さんとなるユーザーそのものがどんどん縮小してきて、そして医療サービスについても、なかなかマンパワーが集まらなくて提供ができないと、悪循環にずっとなっちゃってるわけです。

確かに連携をしてね、いろんな形で節約しようじゃないかと。スケールメリットを働かして、いろんな買物も、みんなで一緒にやれば安くなるやないかという意味合いはよく分かるんですけども、本当にこれが実行されるのかどうなのか。これね、やっぱり相当な指導力がないと、なかなか実行は難しいのではないかと思います。特に幡多の場合は、例えば、幡多けんみん病院が中核になってやるので、ある一定、公共的な大きなポイントとなる医療機関があるからいいですけども、ほかのところで、この連携法人を推進していくのは、民間のそれぞれの皆さんがそこに集まって連携して、こういう、県が言ってるようなものが、しっかりと対応をできるのか、実行できるのか、これは疑問がすごく残ってるんです。その辺どう考えてますか。

◎高橋医療政策課長 まだ連携法人の実働のところまで、深くかみ込んで勉強ができてないところもありますけれども、やはり、連携法人は一つの形だと思います。連携法人じゃないといけないこともないでしょうし、ただ、いずれにしても、地方の医療機関、医療提

供体制を確保していく観点でいえば、そういう、効率性を一定求めていくことも当然大事ですし、やっぱり一医療機関ごとに、個別に頑張るのではなくて、地域の中で連携して頑張っていく。こういった体制づくりは必要ではないかなと考えているんです。そういった意味で、連携法人の取組を、県としては支援をしていきたいと考えております。

◎橋本委員 ものすごく総論としてはよくその話は分かるんですが、具体がないので、少し分かりづらいということは、指摘をしておきたいと思います。この連携法人を進め出して、かなり年数たってると思うんです。3年ぐらいたってるのかな。清水にできて三、四年たってると思うんですが、その検証も全くないままに今話をして、総論だけの話をしているので少し刺さらない。それは、指摘をしておきたいなと思います。

◎樋口委員 医者の方数を確保するのも大事だけど、医者にも松竹梅がありますから。それによって、幾ら医者がおるといっても、地域の方の流れが変わってきます。そこら辺りが、やっぱり単に数を、どこやらにそろえただけじゃいかんと思います。

それからもう一つ、あえて聞きますが、この看護職員離職率、県立病院の2つはどうですか。

◎高橋医療政策課長 すいません、手元に資料を持っておりませんので、また、公営企業局に確認したいと思います。

◎樋口委員 あなたね、自分がね、ここまで現状値、目標値まで書いていてね、地元の県立病院の離職率を知らんと言ったら、そらおかしいんじゃないですか。全然勉強してないじゃないです。幾ら何でもですよ、誰か知っちゃう人おらんが。どうなっちゃうか本会議で聞いたで。僕は別に聞く必要ないけど、本会議で聞いちゃったら分かっちゃうはずよ。

◎下村委員長 今、分からないようでしたら、後ほど資料提出をお願いします。

◎樋口委員 ここに書く限りは、少なくとも地元の県立病院の離職率なんか知っちゃかないかんで。指摘しておきます。

◎下村委員長 後ほどその資料については、提出をお願いします。

◎はた委員 看護師さんたちの立場で見たときに、なぜ離職につながるのか、そういった調査はされていないんでしょうか。

◎高橋医療政策課長 看護職員の実態調査っていうもの自体は、近年では、実施はしてないと思います。

◎はた委員 そういう調査が必要ではないかと思います。実際、県もつかまれている派遣会社に登録をして働く、それを求めている看護師さんたちは、自分が願う働き方と、実際離職してしまったその現場の働き方が、すごく乖離をしている。だから、人材派遣の会社に登録をして働くと。それが当たり前のように、学校を卒業しても、子育てが一定落ち着いた人たちも、みんなが有料の人材派遣のほうに行っちゃうと。病院側としたら正規で来てほしいし、短期でも直接雇用したいのに、なぜそっちへ行っちゃうのかと。病院側は、

さらに来てもらうために人材派遣会社に、大体平均七、八十万円、たった1人に対して、それも3か月でというような、そういう負担が乗っかかっている。

そういう現実を見たときに、今高知で、少なからず看護資格を持っている潜在的看護師さん、実際に働いている看護師さん、そういった方たちがどういう職場環境、どういう形態の労働を望んでいるのか、また、病院側もそういう労務体系に改善ができるのではないかな、そういった大きなところでのマッチングというか、そういうのが県の役割ではないかなと思うんですけど、その取組をしていけば、教えていただきたいなと思います。

◎高橋医療政策課長 すいません、さっきの話でちょっと足りませんでしたので、そういった処遇の状況の求めているものについても調査をしておりますので、そういったものを病院なり、雇用してる場の方と一緒に協議をして、そうしたものができるだけ、願いがかなうような働き方ができるように、県としてもしていきたいと思っております。

あわせて、今年度の取組といたしまして資料にございますが、勤務環境の改善とか処遇改善を促すための研修や、アドバイザーによる相談の実施なども行っておりますので、こういったものを通して、病院側、経営されてる方の研修なども進めていきたいと考えております。

◎樋口委員 ちょっといらんことですがね、さっきの実態調査なんですけどね、私は全員にアンケートしたことないけど、あき病院で、ずーっと知ってる限りの看護師に話を聞きました。そしたら、県が調査しても表に出せん話がいっぱいありますよ。簡単に言えばですね、これは2年前のこの委員会でも言ったけど、薬剤師が足りないのは頭数じゃない。ほとんどは職場に問題があるんですよ。看護師も、その職場に問題があるんです。簡単に言えば、お局さんがおるわけですね。それは全てじゃないですよ。そこら辺り、県が調べて出せれますか。

◎高橋医療政策課長 調べて得た情報がどこまで出せるかということかとは思いますが、正直申し上げて全てを出すことはなかなか難しいんじゃないかなと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

先ほど離職率の関係とか出ましたら、また、この委員会途中で構いませんので、言ってください。よろしくお願ひします。

質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

〈在宅療養推進課〉

◎下村委員長 次に、在宅療養推進課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 在宅医療の推進に絡めての話なんですけれども、オンライン診療の今の現状

値が出ているんですけども、目標値については、令和9年に全ての市町村で、こういうオンライン診療ができることを目指すということなんだろうと思うんですけども、この進捗率で目標値、達成できますか。

◎小野在宅療養推進課長 実際、オンライン診療を取り組むに当たって昨年度から本格的に取組を開始したところにはなるんですけども、昨年度で分かった課題としましては、実際にオンライン診療をやりたいという声が現場から上がって、導入に至るまでの間、短くても半年、長ければ1年から1年半ぐらいの時間がかかることが分かってまいりました。現場の体制をどうするかを調整するのに、医療関係者だけでなく、様々な関係者の方々と協議していく必要がありますので、なかなか、一足飛びに導入することができないことが分かってまいりましたので、今年度につきましては、この目標件数云々とは別の話として、全市町村に対して、一回はどのような形で取り組んでいくかについてのお話をさせていただくように、先ほどのデジタルヘルスコーディネーター、高知大学に委託をしておりますけれども、それと協働する形で、全部の市町村にまずはこういう発表をさせてもらって、すぐに導入できるところは構いませんし、何か支障になっているものがあれば、それも早めにあぶり出しをして、進めていきたいと考えております。

◎橋本委員 今現状と課題で、基本的にはオンライン診療の状況はリアルに、これが分かっているんですけども、課題も見えてきているじゃないですか。今説明がございましたが、実際、どれぐらいオンライン診療のオファーが来ているんですか。

◎小野在宅療養推進課長 現状値、2月の時点で10市町村導入済みで、それ以外のところでいうと、現時点では5つぐらいの市町村からお話 coming している状況になっております。

◎橋本委員 5つぐらいの市町村が、また別途にオファーがあるということなんですけど、まだ実態としてはできていないけれども、要は、興味があるということですよ。そうすると、ここに課題がきちっと載ってますけれども、まずは通信機器なんかのインフラですよ。通信インフラがきちっとできてるかどうか、このことも取り組まなければならないということと、それともう一つは、進めていく上でやっぱりコストが負担になるんですよ。ある程度そこに追随する看護師のレセプト、点数は上がるんですけども、それも少しじゃないですか、500円ぐらいだったと記憶にあるんですけども、そんなもんでね、基本的なビジネスとして成り立たないんです。そのことに対してもっと踏み込まなければ、これなかなか定着しないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎小野在宅療養推進課長 委員おっしゃるとおりの課題が、今年度分かってきたところもありますので、もともと看護師の person 費に対する補助制度を設けていたんですけども、それをかなり大幅に拡充をさせていただきまして、1回あたり2名まで、あと1日でも最大2回までは、看護師の person 費を見る形にまで拡充をして、最大で4倍ぐらいのお金は出る形にしたんですけども。やはり実際行っていただく看護師が病院を外すだけでも負担

なのに、その人件費負担までが病院にかかってきますと、なかなか病院としてしんどいところもございますので、そこが大井田病院で先行的にやられている事例も踏まえまして、実態に合わせた形で、補助制度の拡充をさせていただいております。

◎橋本委員 ぜひとも検証していただいて、やっぱりこういう形で、オンライン診療を推進するんだったら、課題に対してどう向き合うかが一番問題じゃないですか。大井田病院についてはヘルスケアモビリティの一番最初の先駆者ですから、それは課題をもう少し聞きながら、県がこの推進をするんだったら、どういう負担ができるのか。この負担をしたらやっていただけるのかっていうところまで突っ込まなければ、やっぱり駄目だなと思いますので、どうかよろしく願いをしたいと思います。えいことやからやってください。

◎はた委員 先ほど橋本委員が言われてた2ページ目オンライン診療の現状と課題のところの2で、訪問看護訪問回数※2ってありますが、この※2のところが介護保険ということなんですけれども、これはどういう数字なのか。介護保険特別会計の予算で出てると思って見たんですが、ちょっと詳しく説明いただけますか。

◎小野在宅療養推進課長 訪問看護につきましては、医療保険で実施する分と介護保険で実施する分とがありまして、医師からの指示書に基づいて実施する部分については、主には医療保険で対応する部分があるんですけれども、通常の部分については介護保険で対応する部分、その辺のさび分けがございまして、こういう形で、現在介護保険のほうで、これだけの訪問看護の回数が上がっているところにはなりません。

◎横山委員 東部地域の支援整備をこれから、担い手の確保のところに取り組むんだらうと思うんですけど、まず、学生数の確保に対して、どのような施策を講じていこうとしているのか、あわせて幡多にも看護学校ありましたよね、そこも、どのようにして学生を、これからしっかり確保していくか。東西の学校の学生をどのように確保していくか、県として、そこは真剣に施策を講じていく時期じゃないかなと思うんですけども、御説明いただけますでしょうか。

◎高橋医療政策課長 医療政策課から説明をさせていただきます。東部の学生の確保につきましては、各県が持っている奨学金がございまして、それに加えて、東部の9市町村にも上乘せという形で、また奨学金制度をつくっていただいて、負担軽減を図っていこうと考えております。あわせて、東部の市町村、あるいは医療機関の方にも回らせていただいて、学生の募集への協力、こういったお願いを今年度からしていきたいと考えております。

西部の幡多の看護学校についても、今年度は定員に満たない入学者数でありますので、来年度に向けては、やっぱり入り口のところのPRで、先ほど説明もしましたが、インターンシップなどもこれまでもやっていますけれども、やっぱり看護に興味を持ってもらう学生を増やしていかないといけないと思っていますので、そういった形で、またさらにP

Rを強化をしていきたいと思っております。

◎**横山委員** 本当に重要な取組なんで、県としていろんな意味で支援、手厚い支援をしていく。そのことによって、ほかのところに出ていかないように、地域にしっかり残った学生を地域の中で、担い手としてやっていただける。そのためには、手前から施策をしっかり講じていくことは重要だと思いますんで、ぜひともよろしく願いいたします。

◎**下村委員長** 質疑を終わります。

以上で、在宅療養推進課を終わります。

〈国民健康保険課〉

◎**下村委員長** 次に、国民健康保険課を行います。

(執行部の説明)

◎**下村委員長** 1点確認したいと思うんですが、冒頭ですね、訂正の御発言あったんですけど、具体的にどこの部分をどういうふうに変えたかをちょっと教えていただけますか。

◎**遠近国民健康保険課長** まず、1ページ目の予算体系表でございますけれども、Ⅱの4の(1)のタイトルが、修正前が保険料水準の統一みたいな名称になっておりまして、そこがちょっと予算と合わない部分がありましたので、国民健康保険の安定的な運営の推進ということで修正をさせてもらっております。

それからもう一つ、2ページ目になりますけれども、以前2月の委員会で御説明させてもらった資料になるんですが、一番上の部分で当初予算総額っていうところがあるんですが、その横に(案)というのがそのまま入った状態で、提出させてもらってましたので、そこを修正させてもらってますのですいません、よろしく願います。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**はた委員** 特別会計の収入のところの(4)国からの財政調整交付金、これが約3,800万円増加しておりますけれども、国がこの交付金を増やす意味としては、国保の安定財源としてということと併せて、国民の負担を増やさない趣旨もあるんじゃないかと思うんですが、金額の中身については財政力不均衡の是正ですけど、考え方を確認したいです。

◎**遠近国民健康保険課長** 具体的には、そこまでは国のほうもおっしゃってはないんですけども、考え方としては、それも一つあると思います。

◎**はた委員** やっぱり国民も払い、国も払いで運営している特別会計なので、どう安定的にしていくかということで、国がこの交付金を、今回、ちょびっと上げているということなんですけど、その一方で(8)一般会計繰入金は7.9%で3億6,000万円ほど減っていると。国は安定財源のためにと交付金がある、それは少なからず上がった。一方で一般会計としての県の繰入金は大きく減ると。

この影響の負担は結局、被保険者に返ってくる、市町村にも返ってくることになると思

うんですけど、繰入金を減らした理由はということなんですか。

◎遠近国民健康保険課長 こちらの一般会計の繰入金でございますけれども、それぞれ3つ主なものとして掲載させてもらってます。それぞれですね、医療給付費に対する負担割合がもう決まっております、それに基づいて、県から特別会計繰入となっておりますので、その安定的な部分とはちょっと違う部分で、もうその部分は、費用に対して負担割合が決まっている部分を県が負担するというので、今回、昨年度から医療給付費の総額はちょっと下がっておりますので、それに合わせて割合を掛けていけば、県からの繰入れが減ったということで、マイナスになっているところでございます。

◎はた委員 項目的には使える範囲の制限があるのかもしれないですが、例えば、県の繰入金をどの程度控除するかとか、そのパーセンテージの部分は、当然、県の一般会計をどう使うかで、県に決める権利がある。県がここをどうするかが、判断できるものだと思うんですが、制度上どうなんですか。

◎遠近国民健康保険課長 国のほうから、特別会計、一般会計から繰り入れるものは、もう法定で決められた以外は繰入れては駄目となっております、基本的には県のほうで、一般会計を自由に繰り入れることは難しい状況になってございます。

◎はた委員 基本的にはそういう考え方があるのかもしれないですが、法定外繰入が違法なのか。その安定的運営、被保険者の現状を踏まえたときに法定外繰入が、必ずしも違法と言えるのかはどうなんですかね。

◎遠近国民健康保険課長 明確に違法とまでは、国も言い切っていないんですけど、一応、法定外繰入はしては駄目とお達しがございますので、法律ではそこまでは言ってないんですけど、やはり通知等々で、法定外繰入はしないでくださいと国から言われています。それに基づいて、県もやっているところでございます。

◎岡田（芳）委員 2ページですけども、歳出先で、⑥国保財政調整基金積立金の運用率の改定とありますけれども、これは何か背景があるのか。

◎遠近国民健康保険課長 積立金しておいている運用の利益、利息みたいなものですけども、その積立ての額ということでここに載っております、その率が変わったことで、金額が増額となっております。

◎岡田（芳）委員 上の①で被保険者数の減少がありますけれども、この背景とか理由は分かりますか。

◎遠近国民健康保険課長 こちらは、御存じだと思いますけど、ただいまもう、令和4年度から団塊の世代が、後期高齢者へだいぶ移行しております、それに伴いまして国保の被保険者も、ぐっと下がってきております。それに伴って、全体の医療費も下がっているんですけども、やはりそれ以上被保険者も減っているということで、こういうふうに備考欄に書かせてもらっています。主な要因としては、被保険者数が減ったことによって

医療費が下がったため、令和7年度の交付金が減るところでございます。

◎橋本委員 高額医療費負担金が昨年比べて、今年の場合かなり上がっているんですけど、これ国で見直しの議論が凍結されたその分ですかね。高額医療負担金制度に対して国は見直しをする話を一回凍結したじゃないですか。8月まではそれで見直しをそのままいくんでしょうけれども、それから以降分かりませんよね、現実には、高知の実態が、これを見る限り負担金が上がってますので、かなりこれを求める方はいらっしゃるということで、理解してよろしいんですか。

◎遠近国民健康保険課長 高額医療費負担金は、一般会計繰入金の部分でございますかね。こちらは、ちょっと分かりにくいところがあるんですけども、今、国のほうで言われている高額療養費がございます。高額療養費は、実際患者がいただくお金になります。この高額医療費負担金は、実際に80万円を超えた部分の、その一部を保険者が支払う部分になっておりまして、ちょっとリンクはしていないんですが、こちらの部分については、国のほうで、今まで対象が80万円を超えるレセプトについて負担ということになっていたんですが、その上限が90万円に上げられたことで、その分、保険者の負担が減り、今回減額になっております。

◎はた委員 国保が県一本化になったことで、市町村が独自にやっていた減免制度、法定外も含めて、そういったところを調整するに当たっての県の激変緩和措置についてです。当然市町村の同意があったということで、一本化してきたと思うんですけども、今回、激変緩和措置に関わる予算が、減ってきてはないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

◎遠近国民健康保険課長 市町村との協議の中で、令和6年度からだと思えますけれども、令和11年度まで、段階的に徐々に激変緩和の額は減らしながらなんですけど、令和12年度の統一目標に向けて激変緩和していくと話をしておりますので、その分で言いますと、減ってるということです。

◎はた委員 心配するのは市町村独自の制度によって守られていた医療、また、命が、激変緩和措置をしながらも縮小していくことによって本当に大丈夫なのかと。市町村はそういう選択合意をしたけれども、本当に現場で問題は起きていないのか実態把握は県としてされているんでしょうか。

◎遠近国民健康保険課長 その点につきましては、統一に向けた話合いを、令和3年度から市町村とやっております、昨年度も今年も引き続きやっておりますが、法定外繰入につきましては、やはり国が認めていない部分がございますので、その部分は市町村に対しましても、しないでほしいと言わさしてもらっています。ただ減免とか、そういった部分につきましては、市町村と協議しまして、どういったものかいいとか、どうするかは、まだ話合いを続けているところがございますので、そこは丁寧にやっていきます。

◎はた委員 国が法定というけれども、市町村が現実問題として独自にやっている部分、その重要性を、県が、国のことは追随するけれども、市町村の独自性については縮小、平均化もなくしていくところもあるのは、ちょっと、問題を感じるんですけれども、県としては、国の考え方はあるにせよ、やっぱり市町村の立場を尊重する必要があるんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

◎遠近国民健康保険課長 一般的に市町村が今やられている法定外繰入は、要は赤字補填でございます。特別会計に赤字が出た場合、一般会計をつぎ込んで補填している部分でございます。本来の国保の特別会計といいますのは、基本的には保険料を集めて、充てていくものでございますので、それは、やはり国のほうは一般会計、国保以外の方の税金も使いながらやっていくのは、ちょっとよろしくないんじゃないかという趣旨で言われておりますので、その辺も含めまして、法定外繰入はやめていただくことはあるんですけれども、それ以外でできる方策につきましては、いろいろと市町村と今協議をさせてもらっていますので、その点でやれるところはやっていこうと思っているところでございます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、国民健康保険課を終わります。

〈医療政策課〉

◎下村委員長 先ほどの件、高橋課長から発言を求められております。お願いします。

◎高橋医療政策課長 先ほどは失礼いたしました。県立病院の看護師の離職率について御報告をいたします。

まず、令和5年度につきましては、看護師の安芸が7.94%、幡多が1.35%でございます。直近の令和6年度につきましては、安芸が4.16%、幡多は3.18%になってございます。

新人看護師の離職については、両病院ともございませんので0%でございます。

〈健康対策課〉

◎下村委員長 次に、健康対策課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 医療体制の充実のところでお聞きしたいんですけれども。今、国が検討している高額療養費制度の上限額の引上げ、凍結ということなので、秋頃に新たな方針が出ると。撤回ではないので、もしかしたら、高額療養費制度の引上げが実行されるかもしれない。そうなった場合に、がん医療体制の充実に対する影響は非常に大きいと思うんですけれども、高知県におけるがん治療の面で、この高額療養費制度の値上げの影響はどのような形で現れるのでしょうか。

◎川内医監兼健康対策課長 高額療養費の見直しについては現在凍結をされておりますので、この凍結の解除を前提とした、お話はなかなか難しいなと思いますが、この見直しが

進められることによって、患者さんの自己負担が増加をしますので、結果として、患者さんの治療の選択の幅が、一定、狭められる可能性は出てくるかと思えます。

そのことが医療提供体制そのものに、直接、影響するかについては、分からないとしか言えません。より高度な医療の選択を放棄せざるを得ない方々が増えてくる可能性はあると思えますので、本県のがん医療の医療技術の進展にも、多少の影響は出てくるかもしれません。

◎はた委員　そういうことも、可能性が、今の段階ではゼロじゃない、高い状況なので、そうなってくると、今回3ページに書かれている、がん医療の提供体制の強化、こういったことにも影響してくるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

◎川内医監兼健康対策課長　先ほど申し上げましたように、高額療養費制度の見直しについては、現在凍結をされておりますので、その凍結を解除されたことによる影響については、なかなか想定が難しいなとは思いますが、様々な可能性があることは、念頭に置いて、今後の動きを注視をしていきたいと思えます。

◎橋本委員　確かにどうなるかは分からないと思うんです。ただやっぱり、今まで高額な療養費の助成があったからこそ、基本的には高額な治療も受けれた、その皆さんが受けられなくなることは現実にあると思うんで、そこはやっぱりね、ちょっと心配なところではあります。その影響が、高知県の中でどれぐらいあるのかは、課長からもお話があったように分からないということが、もう実態だろうと思えますけれども、その辺もまた県としてね、しっかりと政策提案なり何なりしていく必要もあるのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

◎川内医監兼健康対策課長　委員御懸念の点は、私どもも共有しております。高額療養費制度の見直しの再開が、もしあるようなことになると、県民の方々の、がんだけではなくて、その他の高度な医療に対するアクセスに影響が出てくると思えますので、ここは政府としても慎重に議論をしていただくよう、様々なルートを使って、国に政策提言などを検討したいと思えます。

◎橋本委員　高額的な医療を受けたら生きれる方を生かさないのは、生存権の問題にも関わってきますので、その辺は県としても、しっかり国に、政策提言なりしていただければと思えます。部長、その辺の回答を。

◎中嶋健康政策部長　国のほうでも、今回の上限額に当たっての影響はまだ見極められていないと思うんですね。今後、国の行う段取りとしては、患者団体からも丁寧に意見を聞いて、どの程度の影響があるのか。そこを見極めての判断になると思えますので、その辺の丁寧な議論は、県からもしっかり国にはお願いしたいと考えております。

◎下村委員長　私から1点だけ、2ページのがん検診受診率の向上対策の推進で、今年度新しい事業で、子供からのメッセージ事業として、保護者に対して、メッセージつきのチ

ラシを配布する啓発の事業が入っているんですけど、これは保護者だけに限られるのか。がん検診の向上率を上げるためにであれば、ある一定、枠を広げて、やっぱり、子供から問いかけられれば、全ての方が子供のことを思って動くとか、そういう狙いがここにあるんじゃないかなと思うんですけど、保護者だけに限られると、結構、その幅が絞られてしまうんじゃないかなと思ったんですけど、その辺りはどう考えられているんですか。

◎川内医監兼健康対策課長 これは教育委員会と連携をしている事業です。小中学校及び高等学校でのがん教育が非常に広がってきております。その教育効果の一環として、その日学んだがんに対する知識を、ふだん接している直接的には保護者の方々、親御さんがいない家庭もありますので、ここでは保護者と書いておりますが、近しい人々に対するメッセージとして届けていただく。卑近な例としては、親ですけれども、委員御指摘のように、そのメッセージを伝えたい相手は、お子さん方によってもいろいろあると思いますので、その伝える先という意味では、教育委員会とも協議をしながら、どれだけ幅広い形にできるかどうか検討したいと思います。

◎下村委員長 せっかく、こうやって子供からメッセージが上がってくるのであれば、少子化が続く中、保護者の数も限られていく中であって、やっぱりある一定、そういうメッセージがあったよということは、全県民に同じように配ってあげても、受診率の向上については、いい影響があるんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺りも検討していただければと思います。

質疑を終わります。

以上で、健康対策課を終わります。

〈薬務衛生課〉

◎下村委員長 次に、薬務衛生課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 医薬品の適正使用等の推進のところでお聞きをしたいと思うんですが、今、医療現場とか薬剤現場、また患者から重なって聞こえてくるのが、薬がないという、医薬品不足が一部あるんじゃないかと思うんですけども、それも課題として位置づけた取組というか、対策が必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

◎大森薬務衛生課長 薬局の方々にもしっかりとした流通があつてのこの取組ではないかという声も聞いておりますので、そちらにつきましては、やはり製薬に対して、しっかりとした流通をと投げかけてはおりますので、仕組みとして、そこの申入れは県からしっかりとしていく形になっていくと思います。

◎はた委員 やっぱり命に関わる分野ですので、そういう取組をしているのであれば、やっぱり課題としてきちんと位置づけて、対策を行って、検証したり実態をつかむことが、

丁寧でかつ必要な取組じゃないかなと思うんですけどどうでしょうか。

◎大森薬務衛生課長 薬の薬効成分から見るとジェネリックもたくさんありますので、多々提供できるものはあると思います。ただ医療機関からの指定があったり、患者からの指定があると、なかなかそこら辺の薬の変更が難しくなりますので、そこはしっかりと薬局もお伝えして、そういう選択肢もありますという説明はさせていきながら、しっかりした流通をしていただくように、製薬会社に申ししていきます。

施策としては、なかなかその部分が、県として取り組むのは難しいのかなと思います。少し考えてみたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 2ページ医療救護体制の強化の中で南海トラフ地震関連災害薬事対策費がありますけれども、この中身ももう少し具体的にお願いします。

◎大森薬務衛生課長 県内の18の医療機関と高知県歯科医師会にお願いいたしまして、急性期の医薬品を備蓄いただいています。流通備蓄という形で、ふだん使うお薬と回転しながら、無駄がない形でお願ひしております。1万2,500人分を3日間で、県下お願ひしておりますので、その委託費を払いながら、県としては備蓄という形をとらせていただいています。

◎岡田（芳）委員 それは、どこに備蓄をされているのか。

◎大森薬務衛生課長 18医療機関をお願ひしております。後で、一覧表を委員にお持ちいたします。

◎橋本委員 墓地埋葬に関わる法律の所管はこちらでよかったか。

◎大森薬務衛生課長 はい、そうです。

◎橋本委員 聞きたいんですが、個人墓地なんですけれども、基本的に墓埋法で市町村の許可がなければ、やっちゃいかんとなっているんですが、ただ、人間はもちろんやっちは駄目なんだろうけれども、ペットとか、近頃、何かこんなところにこんな墓がっていうたら、ペットの墓だったりとかがあるわけですよ。それはね、どういうふうに県は向き合っているんですか。多分、田舎に行けばあるんですけれども、基本的には多分、市町村の許可を持たずに自分の土地やけんいうて、要は墓つくって、そのまま黙認してる状況ってあるんじゃないかと思うんですけど、それは誰がどう取り締まるんですか。

◎大森薬務衛生課長 墓地埋葬法は人間となっておりますので、犬猫の、犬ですよっていうところが。

◎橋本委員 人間も含めてなんですけれども、墓地埋葬法に基づいたら、人間は届出しなければならぬじゃないですか。納骨であろうと、そのまま埋めるであろうと。それは市町村の判断で、当然市町村がそこは管理をしていくことになりますよね。県がそれを、チェックをすることにはならないんでしょう。まず、それから教えてください。

◎大森薬務衛生課長 市には、その権限がいつてますので、市の管轄につきましては市役所がなってます。そのほかの町村で、一部町村がやりますというところはございますが、

福祉保健所が窓口で対応してますので、許可は県の対応となっております。

◎橋本委員 無許可で建ててる墓も多分あるんだろうとは思ってます。そして、さっきの話じゃないですけども、このペットブームの中で、かなり猫犬に係る小動物ですよ。例えば、蛇とかそんなまで建ててるような、そういう状態があるとお聞きしたんですけども、それはいいんですか。

◎大森薬務衛生課長 すいません。やはり犬猫について、小動物、動物の墓地については所管外になってしまいますので、私たちは、そういうところはないと思っております。

◎下村委員長 ちなみに、どこが所管なのか。

◎中嶋健康政策部長 分かりかねる部分がございますので、少しお時間をいただいて、整理して、明日にでも御報告させていただきます。

◎橋本委員 お願いします。

◎はた委員 動物愛護推進事業費の、猫の不妊去勢手術に対する助成制度を県独自でやってたけれども、これから市町村へということで、今心配になるのが市町村に補助がいったとしても、市町村の制度として持ってない自治体もあれば、団体にしか補助しないとか、今までせつかく県が個人も含めて、不妊去勢の補助が、要件に当てはまれば出しますと言っていたのが、今度の制度改正で不利益というか、そういう支援が受けられなくなる可能性が広がるんじゃないかなと思うんで。その点はどうフォローされているのか対策についてお聞きをいたします。

◎大森薬務衛生課長 この事業につきましては、一昨年前から市町村に話をしてきておりまして、しっかり、予算化をお願いしております。決して制度に漏れる方ができないように対策をとっておりまして、市町村には、県のこの制度にしっかりと対策できるように、要綱を立ててもらっております。2つの町村だけ、その制度にはということで、今現在は要綱等はないんですけど、ほかの市町村はしっかりと予算化、要綱、制度をつくっていただいておりますので、そこら辺の御心配はないのかなと思っております。

◎はた委員 32の市町村は要綱ができたということで、補助金を受入れられる体制にはなっているとは思いますが、そこで個人であってもこの補助金が活用できるのか。例えば、団体しかできないという要綱であれば、県の制度から後退してしまうんですけど、その要綱に対するアドバイス、支援はされているんでしょうか。

◎大森薬務衛生課長 一定、地域枠で以前やっていたものがありましたので、その団体の方々にはお知らせはさせてもらってます。市町村にもお話しているんですけど、個人枠の方も、一定その地域でお住まいの方と共同で事業をしていただければ、一つの団体名があるなしは関係なく、例えば、地域の地区長に理解を求めて、共にやっていきますよというものをつくっていただければ、一つの団体となりますので、そういう理解で進

めていっていただければと話をしていきたいと思っております。

◎はた委員 実際、個人で地域猫活動、野良猫の不妊去勢に積極的に関わってくれる方は本当に少ないです。そんな中で、1人でもやりたい、ボランティアしたいという方たちが、今まで県の制度で何とかそういう取組してたと。そこが共同でなければっていうことになるハードルかなと思うんですけれども。そのハードルについては、なくしていくようなアドバイスというか、そういう格差をつくらないことを、市町村に伝えることが大事かなと思うんですが、その点はどうされていくんでしょうか。

◎大森薬務衛生課長 市町村によっては、まだ個人の方の枠も独自でつくっているところもございます。それを県としては、なくせということはございません。ただ、我々としては、やはり1ボランティア、個人の方が懸命にやっていただいても、その地区でその活動を認めてあげて、地区で皆さんでやっていかなければ、猫の減少はないのかなと思っておりますので、それも含めて、市町村には話をしながら、そのボランティアを認めてあげる行動も必要じゃないかなと思いますので、この事業を進めていきたいと思っております。

◎明神委員 火葬体制についてお聞きしますけれども、広域の市町村でやってる火葬場も、今高齢化で順番待ちの状況です。これが南海トラフ地震となったら大変なことになります。広域火葬体制整備の状況について、お聞かせをいただきたいと思っております。

◎大森薬務衛生課長 今、第6期の行動計画の中で、死者数が出ております。それで、県として減災効果を見込んだら3,500人と人数が出ておまして、その12か所の火葬場で、今の現状で火葬していければ、18日であります。被災時には県内の火葬場が全て動くかもございます。広域連携ということを含めて、県外の各県と連携、訓練の中で情報伝達訓練しながら、やはり、足りない分については、他県にも応援いただくことも必要なため、この広域連携事業を進めております。

◎明神委員 これは地震で県内の火葬場も被害を受けるかも分からんから、広域で連携をとということですから、ぜひとも早く体制整備をしていただきますように、要請をしておきます。

◎樋口委員 僕の勘違いか分かりませんが、先ほど橋本委員がですね、死んだ人の納骨と埋設言われたんですが、はいと言いましたけど、今埋設は構んがですかね。土葬の話です。

◎大森薬務衛生課長 法律上は可能になっております。

◎樋口委員 それともう一つ、先ほど薬に関して質問があった、ジェネリックもありますので言ったけど、あれ数年前ジェネリックもなくて大騒ぎになったんでしょ。だからその答弁は正しくないと思うけど。

◎大森薬務衛生課長 誤解を招くような答弁だったかと思っておりますけど、後発薬品、ジェネリックですけど、いろんなメーカーさんが出されてます。後発薬品、確かに不足した状況

にもなっておりますけれど、医療体制は、全ての会社で調達いただけるような体制をとっていただきたいと国にも話はしていております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

それでは、先ほど2点ほどお願いした薬の備蓄先の関係と、それから、動物の埋葬の関係の件ですね。これは、後でペーパーでいただけるということによろしいですか。それでは、後ほど報告をよろしく申し上げます。

以上で薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部の業務概要を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

あしたは午前10時から、子ども・福祉政策部及び文化生活部の業務概要の聴取を行います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(15時08分閉会)